

今すぐはじめる！ 実務担当者の 消費税軽減税率対策

受講料
無料

定員
50名

対象者は全事業者。飲食業や食品を扱う小売業以外の事業所でも会議費や福利厚生費・交際費等の名目で対象品目を購入します。
軽減税率制度に合致した経理処理等、必要な対策の早期確認が必要です！

来年10月の消費税増税まで残り約1年。消費税10%引き上げに合わせ、一部の品目の税率を8%とする「消費税軽減税率制度」が創設されました。

税率が2つ混在することで、価格表示の方法・請求書等の様式変更、税率ごとの区分経理など、新たな事務負担が増加することは避けられません。

本セミナーでは、実務担当者が知っておきたい知識を税務の専門家から学びます。

- 【内 容】・軽減税率の概要と経過措置
・区分経理の必要性和様式の変更
・区分記載請求書等保存方式
・実務上の対応

講師紹介

税理士

土井 愛子 氏

[土井愛子税理士事務所]



1966年 愛知県生まれ。

大学卒業後、トヨタ自動車㈱

勤務を経て、結婚式などの司会業へ転身。

出産後、資格取得を目指して日商簿記の学習を独学で始め、子育て、勤務のかたわら税理士試験の勉強を進めて平成21年税理士試験合格。13年間の税理士事務所勤務を経て、平成28年2月に土井愛子税理士事務所を開業。

日 程：2018年 **9月4日(火)**
14:00~16:00

会 場：四日市商工会議所 3階中会議室

〒510-8501 四日市市諏訪町2-5 TEL:059-352-8290

URL <http://www.yokkaichi-cci.or.jp> ホームページから申込可

受講料：無料

対象者：すべての事業者

定 員：50名 ※申込み先着順

主 催：四日市商工会議所

受講申込書 FAX.059-355-0728

四日市商工会議所 宛 経営支援課／吉田・川谷

※9月3日(月)までにFAX・郵送にて、又はHPからお申込み下さい

事業所名		業種	製造・建設・小売・卸売・サービス・飲食・その他()
所在地		従業員数	名 ※パート・アルバイトを除く
受講者名	① ②	連絡先	TEL : FAX :

※ご記入いただいた個人情報は、本セミナー開催における本人確認、参加者名簿及び、セミナーに関する目的のみに使用します。